

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。

1 番、菊川敬人議員、どうぞ。

○1 番（菊川敬人）

皆さん、こんにちは。議席番号 1 番、菊川敬人です。

まず、第 1 項目目の北部振興と交流人口増の考えを明確に示すべきについて、質問をいたします。

過去 3 回の一般質問を通し、北部振興についての思いを真剣に訴えてきました。この思いの先には、将来を見据えた都市計画マスタープランに掲げられる北部地域ふるさとゾーンを確実に実現できることを願い、早期着工を待ち望むものであります。プランでは、狭い町内を三分割して地域性を重視したゾーン構成であり、このプランを基本としたまちづくりが進められてきています。

とりわけ、ふるさとゾーンは、良好な生活環境の維持保全と観光施設としての活用、また自然環境と調和した良好な居住環境を有する集落地の形成であります。良好な生産環境の維持保全を行うためには、現状の生産人口を維持し、現状の環境を充実することが望まれます。耕作者年齢が上昇することに比して、収入が懸念されます。将来へ希望の持てるプランニングと確実に後継者が定着し農業を営むことのできる保証こそが、明るい将来へ向けた希望の入り口であります。

南部地区土地区画整理事業の完了に伴い北部との人口交流を増やすことを言及されているが、その根拠が明確でないために次の項目をお伺いいたします。一つ、町独自の北部構想は、二つ、観光集客増と農業後継者対策の具体策は、三つ、北部へ向けた新たな事業は。以上で 1 回目の質問といたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員のご質問にお答えします。

まず、最初に第五次開成町総合計画における土地利用構想について、改めてお話をさせていただきたいと思えます。

開成町は、限られた町域を有効に活用し良好な生活環境を構築するために、自然と調和した利便性の高い都市機能を目指した、総合的かつ計画的な土地利用を進めております。そのため、町域を北部、中部、南部の三つの地域に大別し、それぞれの特徴にふさわしい土地利用を目指しております。

北部地域は、「ふるさと」ゾーンとして優良農地の保全に努めていくとともに、豊かな自然を守りながら居住空間の環境整備を進めていきます。また、景観、歴史、自然環境を生かした町民のふるさとの顔づくりを目指した土地利用を図っていき

いと思います。

中部地域は、「くらし」ゾーンとして幹線道路の整備を促進し、生活道路や水路の整備など既存市街地の住環境整備に努め、良好な都市環境が確保された暮らしの快適生活空間を目指した土地利用を図ります。

そして、南部地域は、「ときめき」ゾーンとして足柄紫水大橋の開通などにより市街化調整区域も含めた良好な住宅地、商業拠点及び産業拠点の都市機能の集積を図り、広域で交流できるときめきの拠点を狙った土地利用を図ることとしております。

最初の町独自の北部構想について、お答えをします。

開成町の北部地域は、豊富な水と自然環境、そして伝統や文化が息づき、趣のあるたたずまいを感じることでできる地域となっております。一方で、高齢化が進み、農地の保全や自然環境等の地域資源の継承が難しくなっております。その対応として、町としては、昭和53年から町単独の圃場整備、平成3年からは県営圃場整備を行い、省力化や土地利用の高度化を実施し、農業経営安定のための事業を展開し良好な農業環境を整えてきました。

もともと開成町では稲作を中心とする農業生産が行われており、一部の農家において、経営の発展を図るため季節園芸や転作物であるお茶の導入がなされております。また、明治から昭和にかけて盛んに栽培され、その後、衰退した開成町ゆかりの里芋、弥一芋を復活させ、町の特産品にしようという試みが地元農家らの手で今、進められております。お茶については、担い手の法人化を促進することで産業として成り立つ農業経営体になるよう育成を図り、弥一芋については生産量の拡大を図っております。農業振興地域は、食料生産だけでなく、自然景観保全や災害防止機能、人に安らぎを与えるなどの機能を有し、その意義は重要であります。バランスのとれた土地利用計画は人口増などの町の発展に寄与しているので、景観と環境を堅持し農地の保全と環境を守りつつ、今後は瀬戸屋敷の周辺に加工所や直売所などの施設を設けていくことも考えております。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地を確保することを原則に、農業振興地域整備計画に即し、引き続き北部地域においては農業振興地域の秩序ある土地の利用確保に努めてまいります。

次に、2番目の観光集客増と農業後継者対策の具体策について、お答えします。

ご承知のとおり、町のあじさいを圃場整備地に植栽することで、あじさい祭を開催し観光客を集めることで、開成町の知名度とイメージアップを図っております。瀬戸屋敷は交流施設として年間3万5,000人を超える方に来訪していただいている施設であり、来園者や田園空間等の資源を活用し、地域ビジネスに結びつけることにより地域の活性化につなげたいと考えております。

開成町の農業構造については、昭和40年代から事業化が進み、安定兼業農家が増加をいたしました。このような中で、農地については農家の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展

を見ないまま推移をしてきましたが、高齢化のため、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が今、高まっております。平成25年度には、あしがり郷瀬戸屋敷を拠点として、景観などの地域資源を活用し北部地域の交流人口拡大を図ることを目的に、地域自治会や各種団体の代表、アドバイザーから成る開成町北部地域交流活性化懇話会を設置し、北部活性化に向けた懇話会を開催し、提言書としてまとめていただきました。

提言書では、北部地域の資源である農業、水、文化をキーワードにした方針を掲げ、水路やあじさいを生かした田園景観と交流拠点の保全と創造として酒造店の再生や農業体験ハウス、農家レストラン、農産物加工所や直売所などの新たなふれあい拠点の整備を必要としております。また、町が農家と一緒に守っていききたい「農」の風景の保全や再生、新規就農者の育成を初めとした担い手の確保など、北部地域の農業を生かした郷づくりをご提案いただきました。平成26年度は、この提言を最大限生かし、町として、さらに検討を重ねながら、具体化に向けた基本計画などの策定に取り組んでおります。

農地を守り農業を維持していくために、自立できる農業を目指すだけでなく、やりがいのある多様な農業を提案していきます。また、後継者への対応として、農業生産法人への参入や請負集団の組織化について農業者と引き続き協議を進め、農地保全のあり方を検討していきます。

三つ目の北部へ向けた新たな事業予定についてですが、第五次開成町総合計画では、農業経営の活性化のための農業所得の向上策として、六次産業化の展開を推進しております。具体的には、農産物の付加価値を高めるため、地場農産物のブランド化の推進、農業所得の向上を図るため特産品の開発や農・商・工連携による農業の六次産業化の推進、地産地消を推進するため消費者ニーズに対応した農産物の生産の促進や販売方法の拡大等を進めるものであります。

また、観光資源を活用したグリーンツーリズムの推進や、環境保全型農業による人と環境に優しい農産物の生産を行い農産物の価値向上を図ります。加工品の開発や既存加工品の価値向上として、弥一芋のさらなる加工品開発、瀬戸屋敷周辺での季節ごとの体験交流などの事業も推進をします。

そのほかにも農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、平成25年に法制化された農地中間管理事業を活用し、公益社団法人の神奈川県農業公社の仲介により、農地の借り受け、貸し付け、遊休農地の耕作可能な農地への復旧や改良、借り受け農地の保全管理などを行う、農作業の省力化や低コスト化、高度化を図っていきます。農業振興とあわせ、北部地域の自然、景観、農作物の地域資源を生かし、その魅力を高めるための新たな取り組みとして、六次産業化の展開について可能性を追求していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

詳細にわたり答弁をいただきました。私は、現況から感じることについて、改めて質問をしたいと思います。

それでは、まず初めの再質問であります。先ほど町長答弁にもありました、今年2月に北部地域交流活性化懇話会が行われ、北部地域活性化に向けた提言がされております。ここでは活性化をキーワードとして、農業、水、文化を中心とした話し合いが持たれておるわけですが、この提言書については、町としてもしっかりと受けとめ、実現化することが必要ではないかと思えます。

私は、今まで北部振興についていろいろな形で進言をしてまいりました。ここで冷静に考え直してみますと、農業振興地域として北部地域を位置づけることについての考えであります。5年先、10年先、将来をしっかりと見据えて、北部を農業振興地域として位置づけることがベストであるのかどうか考えさせられるわけがあります。たまたま、あの地に田んぼや畑があったから、農業振興地域になったのか。今、農業の従事者の多くは高齢者であり、自らの田畑を耕作することが無理になっています。そのために、ほかの人へ委託することが進んできております。また、一方では、このような状況を見かねて自宅を建て農業をやろうと思っても、法で縛られ家を建てることができない現状にあります。こうしたことから、北部の将来へ向かい何をなすべきか、手探りの状態と諦めの状況があるわけがあります。今後、TPPにより農作物の輸入量が増えたりすれば、ますます、この状況は悪化していくものと懸念されます。

平成19年に北部振興に関する質問に立って以来、現在に至るまで、この間、北部の将来構想について、さほど明確に示されているとは言いがたい部分があります。町独自の構想が見えにくいと言わざるを得ません。私自身もそうではありますが、今までは見守ってきた状況がありますが、今後は本当に将来を見据えて考え直す必要があると痛感をしております。観光と農業について、抽象的な見解は示されておりますが、今後、町として北部に関し何をしていくべきか、今、やらなければいけないことは何か、将来へ向けた不安を払拭するために、そして住民の願いに応えるために、北部に対し町として今、何に手をつけていくべきか、まちづくり全体のトータルバランスを考えてお示しを願いたいと思います。北部振興へ向けて、今、何かから手をつけられますか。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

まず最初に、大きなところでは、町長答弁にもございましたとおり、総合計画で北部はふるさとゾーンという形が示されております。これは、昭和49年に農業振興地域の整備計画を策定いたしまして、北部の地域、水田地帯につきましては、農業をよりしやすくするためにそういった整備計画を設け、小さい田んぼを大きくし

農業効率を高めていこうという形で、生産効率等を考えて、そういった計画をつくってきたわけでございます。そういったことを受けて、総合計画でもふるさとゾーン、中部、南部という形で継承し、全体のまちづくりのトータルバランスが保たれているといったところで、町長答弁にもございましたとおり、今後も、そういった方向性というのは大きな部分では変わらないのかなという形でございます。

そういったことを受けて、議員ご心配のとおり、とは言っても農業振興地域で時代が変わってきて、水田をそのまま引き継いでやっていくということもままならないという声も実際に聞いているところでございます。今現在といたしましては、先ほど答弁がございましたとおり、農産物の付加価値を高めるための地場農産物のブランド化、特産品の開発とか農・商・工連携による農業の六次産業化の推進、そういったことを検討しているところでございます。あとは地産地消ということで、具体にはマルシェ開成を開催したりとかして、北部の農産物を南部の住宅地の方たちにも提供していこうといった取り組みもさせていただいているところでございます。あと、先ほど町長答弁にもございましたとおり、瀬戸屋敷を中心としたエリアの活性化、そういったことを考えていくといったところでは、直売所であったりとか加工施設、そういったものも必要ではないかなといったような考えが今、持たれているところでございます。

一方、担い手の問題です。担い手の問題、特に農業後継者の問題というのも、実際の農業者の方のご意見を聞きますと、それが結構心配であるといった声を聞いてございます。そういったところでは、国の施策でもございますけれども、農地法の3条で許可を得ながら農地の貸し借りをする。それよりも、もっと簡単に農地の貸し借りをしていくために、農業経営基盤強化促進法に基づきます利用権で、年数を決めて相対で町が仲介に入りまして利用権を設定し、貸し借りをして、年数が来たらお返しをいただくといったところで、町が仲介に入りましてそういった形をとっていると。

そして、先ほど町長答弁にございました、昨年、平成25年度に農地中間管理事業の活用をするというような法制度もでき上がりました。これは、ただ、大きな農地の貸し借り、県の農業公社のほうが仲介に入ってという形ですので、今までは利用権で町内の中で貸しましょう、貸してくださいといったことで、顔のわかる形でやってきてございますけれども、こちらの農地中間管理事業につきましては、もっと大きな視点で土地の貸し借りをしていこうといった国のほうの施策も出てまいります。そういったところは県下の状況も見据えた中で、それが本当にいいのかどうか、そういったところも見据えた中で、町として今後、これをより効率的にやっていったらどうかというのは見きわめで、今後の課題となっております。

そういったところで、目に見えるものと担い手、後継者の対策といったところでは、今のところ、そういったところを考えているところでございます。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

先ほどの菊川議員からの北部地域の、ここが農振地域そのままでもいいのかどうかということもちょこっと言われましたけれども、これは、今、課長が言われたように昭和40年代から。その当時は、もう開成町全部が、ある意味、農地ですよ。北部だけが農地だったというわけではないと思うのですが、そのときに、ある程度土地利用を決めて、今、開成町があって、先日の創成会議ではありませんけれども、その結果が今、私は出ていると思うのです。開成町、小さいのですが、このバランスがあって開成町が評価されて人が増えてきているという、すごく重要な三つのゾーンの区分けだと思います。

そういった中で、菊川議員が見直しという中で、北部の人たちに農振を外してほしいという意見があるのかという、地域の声があるのかどうか、その辺も、ぜひ、改めて聞かせていただきたいと思うのですが、基本的には、この3ゾーンでこれからも私は継続して進めていきたいと。その中で問題があるなら、その問題、後継者の問題も含めて、解決していく方向で進めていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

農振地域であるべきかどうかという意見は、私は前にもここで述べておりますが、外してほしいという意見はあります。この根拠となるところは、農業ができない、後継者がいないということが根拠となっているわけです。しかしながら、4条と5条でしたか、農地法で縛られているわけです。家を建てられないというのがありますので、その辺が非常に足かせになっている部分というのがあります。これは、私、以前にも質問しておりますけれども、その辺が非常に問題になっていると。農振地域を外してほしいという意見は、聞いていただければわかりますけれども、あります。

では、その先の質問を続けたいと思います。町でも北部に関しては、それぞれいろいろな施策を考えておられます。即実現可能なものもあれば、夢物語に近いなどというものもあるわけです。八方美人的な考えは、やっぱりだめだと思うのです。何を、誰が、いつ、どうするのだということをはっきりと決めて、それでスピード感を持って実現していただきたいというような感じがいたします。

実は、こうして過去を含めて質問を繰り返しているわけではありますが、今回の北部の将来というか、10年先を見詰めて改めて考え直して、北部に投資し手を入れることが本当に得策なのかどうかということまで考えてみました。瀬戸屋敷を中心とした周辺に町として幾らの投資ができ、いかほどの投資が可能なのか、そして、その経済効果はいかほどのものであるのか、そのシミュレーションが明確にできているのかどうかということを示していただきたいというふうに思います。

決定的な集客資源が不足しているわけでありまして。それに加えて、将来構想は示されておりますが、特段、明確にこうするのだというところが、まだ私には足りな

いなという感じがしております。そんな中で、南部開発が終了すると、今度は北部に力を入れますよと町長は述べられております。ここで私が述べたいことは、北部に関する基本構想は、町でまずしっかりとつくって、そして、それを町民に示してほしいということでもあります。こういうふうにしたいのだ、こう考えているということではなくて、こうするのだ、町はこうなのだということを、インパクトの強い言葉を町長から述べていただきたいというふうに思います。そうすると町民は行政に従って、地域の方も一緒に行動していくと思います。町長の言葉でお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

26年度の今年度の当初予算でもそうですけれども、南部から今度は北部へという話をさせていただいておりますし、また、その中で、今年度予算の中で北部地域の基本計画、瀬戸屋敷周辺の活性化のための基本計画を今年、予算を取っておりますので、その中できちんと示していく必要があると思っています。その前段として、5月の広報ですか、北部地域の先ほどの懇話会の中で出された意見は、こういうものがありましたと。目に見える形で、町民の皆さん、また北部の地域の皆さんにわかる、イメージが湧きやすい形で5月の広報に載せさせていただきました。この前段として。町としては、瀬戸屋敷周辺の交流人口を増やしていきたい一つのイメージ図が、あれで理解していただけるのかなど。その具体策として、今年度は、今度は予算を取りまして基本計画をつくっていくと。

ただ交流人口を増やすだけでは、北部地域の活性化というわけにはいかないと思います。農地の保全という大事な部分、これが根本ですから、ここがあって活性化ということで、後継者問題もあわせてきちんと考えていかなければいけない大きな問題だと思っています。先ほど、後継者がいなくてということで、共同でどうしたらできるかという部分も含めて、それは町が間に入って利用権の設定を、課長が先ほど言いましたけれども、そのような方策もきちんとこれから皆さんに示していく必要がある。

北部のあり方についても示していくのですけれども、町長がこうだということでは私はないと思います。北部地域の人たち、住む人たちの意識、気持ち、一緒に北部をこうしていったら、夢のある地域、また人が多く来てくれる、子どものにぎわいがある地域というふうにしていくにはどうしたらいいかと、一緒に考えて一緒に行動してもらえるように持っていく必要は私はあると思います。そのための第一弾が懇話会だと私は認識をしています。やはり地域の人たちの気持ちが高まっていくように持っていくのが行政であって、その中で基本計画、今年つくっている段階ですので、そういうご意見を聞きながら。

町としては、町長としては、先ほどから言っている直売所をつくったり加工所をつくったり。それは箱物ですよ。箱物をつくっても、それを運営する、加工所をや

る人がいなかったら、どうしようもないです。それは、地域の人たちが自分たちのつくった作物の付加価値を高める場所です。それを地域の人たちにやってもらえるようにしていかないと、行政が箱物をつくっても、それは中身ののないものになってしまう。そういうことがないようにしていくためには地域の皆さんの協力が一番大事だと思うので、そういう意味では、地域に出て行って私もいろいろなお話をさせていただきながら、ご意見を聞きながらつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

町長の言われますことは、よくわかります。実際、やるのは地域の人だと思います。しかしながら、そこまでの過程をつくってあげないと、なかなかいきなり地域の人に考えなさいよといっても、これは無理な話で、そこはやはり行政の仕事だと思うのです。そこはスピード感を持ってやっていただきたいなということで、私は質問を繰り返し繰り返しやっているわけです。今まで、きちんとした形で明確な道筋が立っていないわけです。ここで、やっと、先ほど町長が言われましたような形で5月にある程度の形のものが出てきたのですけれども、それをスピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

それから、次に、自然環境保全ということで質問いたします。

昨今、台風や大雨で非常に全国的に被害が出ています。この際、避難場所として公共施設、公民館等があるわけでありますが、公民館を小規模避難場所に指定してあるわけでありますが、例えば、金井島の公民館をとってみますと、田んぼの中にあるというわけではないのですけれども、裏の通りが農道になっているわけです。非常に草が伸びてきて。お年寄りも、手押し車を押して歩いておられます。現状ですと、あそこは舗装ができていないし、避難場所としてお年寄りが避難できる状況にはないわけです。であれば、ここを避難場所に指定するということがそのものがちょっと不十分かなという感じがします。小規模の避難場所として公民館を指定するのであれば、やはり、その周辺はきちんと整備しなくてはいけないというふうに思います。

また、もう一つは交通の問題であります。今は年をとっても車の運転ができるからいいやという人が多いのですが、今後、車を運転できなくなったら、交通の手段が何もないので、ここには住めないよという人がいるわけです。事実、その理由で最近、家を壊して出ていかれた方がいるのです。その辺のところも、しっかりと救い上げていただきたいなと思います。

小規模の避難場所と交通の確保について、これからどういうふうにしていくのか、考えをお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、自治会館、今は公民館ですか、金井島は、その周辺の整備を今、言われたようにきちんとしていかなければいけないというのも認識をしています。また、避難所の場合、水害と地震と違う部分がありますので。水害の部分には、まちづくり集会でもいろいろなご意見をいただきまして、トルク工業さんとエース物流さんには一時避難所としての協定も結ばせていただいておりますので。いきなり全部できない部分は1個ずつ、できる部分からきちんとして整備はしていきたいし、自治会館周辺の今、言われるように足の問題があれば、きちんとして整備もしていかなければいけない。

さらに、今回、金井島地区だけの交通の問題ではないと思います。今度、河原町から旧道の201号線のバスの廃止も予定されておりますので、町全体として町内の中の交通手段というものも検討していかなければいけないのかなど。これは認識をしておりますので、どういう手段がいいのか、そういう協議会、検討会を含めて立ち上げながら考えていきたいと思っております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

交通の足の問題というのは、前から何回か質問にも出ていますし、非常にせっぱ詰まっている状況にもあろうかなと思います。しっかりと、その辺のところは現状把握をされて、先ほどから言っておりますように、ある程度、見通しの立つようなところをスピード感を持ってやっていただきたいというふうに考えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。私も、決して人事ではなくて、近い将来は、もうそういう状況になってまいりますので、しっかりとした対策のほうをお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどから後継者の問題というのが出ておまして、今、町全体で見ますと、農業就業人口は平成17年から22年までの5年間の間で総数が100人減っているのです。それで、年齢はといいますと、平成22年の時点で男性が65歳以上が78%、70歳以上が61%でありました。しかしながら、もう今日まで4年間が過ぎておますので、この年齢も、もっと上がってきているわけです。圃場整備ができて作業は楽になったのですが、半年かけて米をつくっても、思ったよりも売り上げがないという現状にあるわけです。その辺のところ、これからは後継者不足による休耕地が増えるのではないかということ懸念します。

8月29日でした。農水省は、こうした遊休地に対して課税を強化するというところで、2015年度の税改正要望の中に盛り込みました。2016年の固定資産税から適用されます。増税となる見込みです。後継者不足が現実の中、北部を農振地域として位置づけることがよいのかどうかということは先ほども言いましたが、いろいろ問題があると思ひますが、この辺のところの対策をどう進めていくかということは、やはり先ほどの答弁の中でありましたように、農家の方と一緒にやってや

っていかななくてはいけない問題かなと思います。具体的に解決策を見出すすべというのは、町のほうで何か持っておられますか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

菊川議員のご質問にお答えします。

率直に申し上げて、特効薬的な解決策があるというものではないというふうに認識しております。ただ、本町の北部地域にとって非常に後継者問題というのは重要な問題であるということは重々認識している問題でございまして、昨年度来、例えば、人・農地プランの考え方ですとか、そういったところから地域の皆さんとさまざまな形での意見交換、あるいは現状の問題とかを直接話し合わせていただいた中で、課題を整理していただくというところの作業を進めています。そういった中から、どうやったらいいのかと。本当に中間管理機構のようなものを使ったほうがいいのか、それとも担い手として、もっと別の組織を、例えば開成町の独自のなものをつくっていくとか、そういったことがいいのか、そういったことをこれから考えていかなければならないと。しかも、それほど時間はないというふうに認識しております。

以上でございします。

○議長（小林哲雄）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

先ほどの交通の関係について、ちょっと補足の答弁をさせていただきたいと思えます。議員のほうから、地元の声を聞いて交通対策をとというような、そういうようなニュアンスで受けとめましたけれども、実際に金井島の自治会のほうから自治会要望のほうで、高齢者を中心に地元の交通対策が何とかならないかということで要望を受けまして、岡野と金井島の各自治会長に二度ほど直接お会いして率直な意見交換をさせていただきました。その中で、両自治会長さんのほうから、若い人も交通は大変だけれども、高齢者のほうがもっと大変なので具体的な策を講じてくださいということで、私ども、そういうようなご要望をいただいたところでございます。

それを受けまして、来年度の予算に向けて、どのような対策ができるのか、今、ちょっと内部で検討を始めているところでございますし、先ほど町長が答弁いたしましたように、岡野、金井島だけの問題ではなくて、これから高齢化が進んでいく中で、全町的に高齢者の交通について、どういうふうに考えていかなければいけないのか。先ほど町長は協議会を立ち上げてというふうなお話もさせていただいたところでございますが、それも含めて検討させていただきたいと、そういう状況でございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

ぜひ、期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。地元と行政と一体となつて進めていかなくてはいけない問題かなと思ひますので、私も、その辺のところは少しでも力になればなというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2 問目の質問に移りたいと思ひます。子ども・子育て関連 3 法への対応は万全かでございます。

2012 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、2015 年 4 月より新制度へと移行します。全ての子どもたちの健全な育成を守ることは、児童福祉法に基づき外部要因を受けてはならないものであります。近年、国では、待機児童解消に向けた解消加速化プランを設け、小規模保育事業を新制度に取り入れ対応に当たっています。また、子ども・子育て関連 3 法が成立したことで、幼児期に質の高い保育の総合的提供や保育の必要性の拡大と子育て支援のさらなる充実を求め、子育て支援制度が大きく変わろうとしています。こうした法整備により、町のさまざまな子育て支援に与える影響が発生することが懸念されます。

今、望まれていることは、誰でも安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりとともに、子育て世代のニーズに応えるためのサポートが必要であることです。そこで、子ども・子育て関連 3 法のスタートを前に、現状の各園、保護者に対し丁寧な説明が必要と思われるが、その対応法と以下についてお願ひいたします。一つ、子ども・子育て支援事業計画の策定と課題は何か、二つ、新法スタートで幼稚園、保育園の位置づけはどうか。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員の 2 問目についてお答えします。

子ども・子育て関連 3 法、平成 24 年 8 月に国会で可決、成立をしました。来年の 4 月から新制度として施行され、幼稚園、保育所及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。今年度は、新制度のスタートに向けて重要な準備期間となっております。準備の内容としては、この制度を施行するために必要な町条例及び規則の整備を進めていかなければなりません。また、この制度で市町村に義務づけられている開成町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めます。計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

そして、議員ご指摘のとおり、在園児及び子どもをお持ちの保護者への丁寧でわかりやすい制度説明が欠かせません。在園している幼稚園や保育所の協力を得ながら、説明会等の機会を設けていきます。また、平成 27 年度に入園を予定している子どもの保護者に対しても制度周知を行う必要があると思っております。全ての住民に向けても、新制度に係る新しい条例の内容や開成町子ども・子育て支援事業計

画の策定内容について、開成町パブリックコメント手続条例に沿って町民からの意見募集を行ってまいります。

それでは、具体的な質問事項について、順次、お答えをしていきたいと思っております。

まず、計画の策定と課題につきましては、この計画の策定の方針としては、第五次開成町総合計画の将来都市像の実現に向けて、3歳から5歳までの幼児教育の充実を図ること、0歳から小学校3年までの子育て支援の充実・強化を図ることの実現を目指しております。

この計画は、平成27年度からの5年間における幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の需給計画とも言うべきものであります。大きな特徴として、現在の利用ニーズ等に潜在的な利用ニーズを含めた見込み量と、それに対する数値目標としての確保量を明記する必要があります。この計画には、一時預かり保育、延長保育、子育て支援センター及びファミリーサポートセンター、母子保健関係の妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問等に係る施策についても位置づけがされます。この計画策定に当たっての課題としては、平成27年度からの5年間における保育所の見込み量が現在の利用実績数を上回る見込みであり、潜在的な待機児童も含めての解消施策としての、その見込み量を充足する施設の確保であります。

次に、新法下の幼稚園、保育園の位置づけにつきまして。新制度では、幼稚園も含めて、保育所、認定子ども園とともに一つの共通の給付対象となります。その区分として、1から3号の三つの認定区分となります。簡単に言いますと、幼稚園は1号認定の子ども、保育所は2号、3号認定の子どもを受け入れることとなります。開成幼稚園の例で申し上げますと、公立幼稚園として新制度に位置づけられますので1号認定の子どもが入園することとなります。対象となる児童の要件は、現状と変化はありません。保育所に入所できる子どもは家庭において必要な保育を受けることが困難である児童であり、従前と変わりません。

保護者の負担する幼稚園や保育園の利用者負担、いわゆる保育料であります。新制度では、幼稚園も含めて原則、世帯の所得の状況等を勘案して定めることになっておりますが、現行の保育料をもとにした中で国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。開成町のまちづくりにとって、子育て環境の充実は、その根幹になるものであります。今回の新制度の施行に際して、子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりへ向けて、開成町らしい子ども・子育て支援施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、改めて質問いたします。

今の答弁で私が聞きたいところは、大枠は答弁をされておりますが、まず、子ども・子育て事業計画については児童福祉法第24条で定められております。幼児期の学

校教育、保育、地域の子育て支援について、計画期間が5年として定められておるわけでありますが、量の見込み、確保の内容、実施時期を記載し、子ども・子育て会議で確認することとなっております。

来年度、特に危惧されることは、現状では待機児童ゼロと評しておるわけですが、これは以前にも述べておりますが、待機児童としてカウントされていない潜在的な待機児童が今回の法制度により表面化してくること、これは明白であります。開成町だけでなく、全国的に懸念される大きな課題であろうかというふうに考えます。何といたっても就労時間の緩和、認可保育園の利用基準の緩和があります。これは現状の待機児童の解消を目指したものであり、逆に、このことが足かせとなるとも思われます。

現在、認可保育園へ入る条件としては、フルタイムで働いているか、あるいは同居親族を介護しているかということがあるわけでありますが、これが一つの条件になっておりますが、新制度では利用できる対象を拡充して、休職中やパートタイマー、あるいは夜勤勤務者等、フルタイム以外にも拡充されております。当然、町でも、保育料の安価な認可保育園を希望する数は増えると思います。当然、町には福祉法のもと、教育保護の義務が課せられておるわけでありますが、新制度のもと、現状の施設と入園を希望する児童の関係についての見込み量について、まずお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご質問にお答えいたします。

見込み量ということでございますけれども、今、答弁にあったように、いわゆる潜在的待機児童、すなわち子どもを保育園に預けたいというふうに思っている人、希望の人数もカウントしなさいよというようなことだと思っております。このシステムとしては、昨年度、行った国の全国的な統一のアンケート、当然、うちのほうでは就学前保護者全員を対象に調査を行ったわけですが、それで出た、例えば子どもは将来ここに預けたいとか、その数字が出ますので、それを国の定める計算方式で出した結果、開成町における見込み量というのが、現状、大まかに言うと300人を超える実際に保育所に入っている方がいらっしゃるわけですが、大体、その2割増しの数字が現状では出ておる状況でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

現状の20%増ということでありまして。入園できなかった、いわゆるあふれる子どもをどう救い上げるかということが非常に重要なことでありまして、新制度ではきちんと入れるような条件を整えてきておるわけですね。ここが一つ、大きなポイント

トであります。幼稚園はともかくとして、認可保育園に関しては、現状、定員270名に対して、先ほど課長答弁がありました311人の児童数で、15%オーバーをしておるのが現状だと思います。

町では、現況の潜在的待機児童数については把握ができていない、何人いるかわからないという答弁を以前いただいております。これは、どう見ても理論上、定員をオーバーすることは確実であるわけでありますが、この新法が成立して、もう既に2年が経過しました。その間、定員がオーバーすることについて、町として何か対策をされてきたのか。一つの解決策としては小規模保育園を設けるということがありますが、小規模保育園について検討や打診を2年間の間にされてきたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

24年8月にこの法律が成立したというような状況がございますけれども、なかなか、その時点では、実際、27年度に本格施行するしない部分が、消費税を8%、あるいは、さらに10%という青写真のもとでやっておりますので、正直言って基準等が明確には出てきておりませんでした。ですから、その間におきましては、小規模保育施設がどのような基準になるものかというのが明確に出ておりませんでしたので、特に動きはしてございません。なお、今年度におきまして、春先に全保育事業所に対して県の説明会等が行われているところから、ある意味、スタートをしているのかなというふうに思っております。

そして、先ほどの見込み量が増えるという部分で、5年間のうちに見込み量と同等の数字の確保量をつくらなくてはいけないという状況が明確に示されてきました。そこに向けては、既存の保育所等、あるいは認可外保育園等も含めて、どうにか確保する方策をはめ込まなければいけないという状況に迫られております。実際のそれぞれの具体的な事業者に対してのアプローチは、まだしてございませんけれども、今後に向けて、その対応をしていく予定でございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

入れない子が出てくるということで今、課長答弁がありました、町としては、そうした施設が必要と考えているのですか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えします。

議員が申されたとおり、見込み量に対して5年のうちにその数字的に同じ数字、

それを、いつ、徐々に、それに近づけていくのかと。ニーズとしては、来年度いきなり、先ほど2割増しといたしましたけれども、それがいきなりぽんと出てくるわけではございませんので。逆に、準備が27年度からぴたっとできるかということ、それはまた、こちら側のアプローチもありますけれども、事業所側の対応という部分もあろうかと思っておりますので。そこら辺の状況を見ながら、しっかり見込み量と同じ数字の保育の人数を確保する計画を立てることになります。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

ここで、ようやく国のほうの基準等が大体、出てきましたので、それに基づいて。ちょうど、この前も第2回子ども・子育て会議を開催したところでございますけれども、その辺につきましてはしっかり計画していきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

法律で今度は決まったわけですから、やっていかななくてはいけないのですけれども、どこかで、やはり。5年ということではありますけれども、どこか早い時期で、もう一線を引いて取りかかっていかななくてはいけないのかなという私は気がするのです。5年あるから5年先でいいやという考えではなくて、今から、そういう準備をして、あるいは、もう実施していくというような考えを持っていかななくてはいけないのかなというふうに思うのですが、その辺のところは、どの辺の見込み。2年先なのか3年先なのか、もう来年からやってしまうのかという。一気に増やすということは無理かと思っておりますけれども、どういう形で進めていく計画を持っておられますか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えします。

ただいま部長のほうから第2回子ども・子育て会議、9月1日に行いました。その中では、先ほど2割増し程度と言いましたけれども、議員答弁の中、あるいは、こちらのほうで言いました共通の給付制度という部分で、1号認定が平成31年度で見ると296人、あるいは2号認定が251人、3号認定が184人。保育園に入る数字というのは2号、3号が主になります。そうしますと、435人という非常に多い数字になっております。それで、現在、その間に、町のほうでは、認定子ども園と小規模保育施設を見込んで、その数を充足させるというような案を2回の会議で出しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

計画書をつくらなくてはいけないということがありましたね。子ども・子育て支援事業計画をつくと。これは、確か、平成25年度中につくるというようなことになっていたかなと思うのですが、その中でも、そういった対策法等については具体的に明記はされるのですか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。

もう一度、年度をしっかりと申し上げますと、昨年度、その計画をつくるためのニーズ調査を全国市町村が行ったと。今年度において開成町子ども・子育て支援事業計画というのをつくるということの中で、これについては県の法定協議が正式にございます。これが12月から1月にかけて行われると。そのときには、今、案で申し上げましたけれども、このような人数を確保するのに開成町はどういう計画があるのですかということ、明確に数字を示した各年度ごとの、そこへ持っていく年度ごとの数字と、実際に、どういう保育形態のものを実施時期がいつごろできていくのだということ、示すというような計画をつくりたいです。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

わかりました。

それから、施設型給付についてですが、ここで支給を受ける子どもの認定区分が1号から3号までということになっておりますが、教育、保育を利用する子どもについての三つの認定区分についてであります。これは現在、入園している子どもさんも含めた形で認定するというふうにするのですが、この部分についての非常にわかりにくい部分というのがあるかと思うのですが、周知についてはきちんとやっていかれると思うのですが、入園を希望する、要は、入りたいという子ども全てに、入れない子どもについても何号という形で認定するのですか。それとも、入れない子どもは、もう認定はしないということなのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

私のほうからは保育園に関連してお答えしますが、先ほど町長答弁でもありましたように、いわゆる保育に欠けるというような言い方の中で、お父さん、お母さんが働いていて保育ができないという、当然、就労証明等をもって認定する

ものは同じでございますから、親が働いていないけれども預けるというのは当然なわけですから、今後、働いて預けたいという希望の者が仮にいたとした場合、4月に当然、働いていなければ、その方には認定は出ないという形でございますから、基本的には、今と同じような形での入園すべき人が認定をされるというような形だと思いますけれども。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、単刀直入に伺います。新法はできたのですが、来年、希望する保育所に入れなかった場合、この子どもに対してはどのような形をとるのですか。待機児童とした形で、ただカウントするのみでよろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

保育園の希望につきましては、第一希望から第三希望まで出してもらって入るといことで、その範囲の中で入っていくと。その三つの中にも入れないという方が、いわゆる保育という条件を充足している人が入れない場合は、待機児童ということになろうかと思えます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それから、保護者の負担についてですが、利用者負担額は原則、世帯の所得の状況等を勘案して定めるというようなことになっておりますが、これは町で決めるわけでありませぬ。負担額そのものというのは、現状と比較して負担額というのは上がるのでしょうか、それとも、こういう文言になっているけれども上がらないのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

保育園に関して、今までと27年度からで国が何を变えてきたかといいますと、今現在は国の税金、所得税の税額で8段階で保育料を国が示してあったのです。それに対して、各市町村におきましては、より細分化しようということで、例えば、開成町でいくと20段階以上に8段階をより細分化をしていく。あるいは、国の示している保育料の開成町でいくと、各段階がありますから単純には言えませぬけれども、約7割程度の保育料を設定したと。その考え方は、今度の新しい制度では国は住民税の段階でやりなさいよということになってございますが、開成町の今の考え方は、今現在の同水準の保育料になるように住民税の所得割額とあわせるというような考え方、また国に対してでは少し少なくなっておりますけれども、それも

大体同じような方向性で行っていくということで、まだ検討の段階でございますけれども、考え方的には、そんなことでございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

時間となりましたので、おしまいにしますが、新法への対応ということで、待機児童は喫緊の課題でありますので、ここが発生しないような形で、ぜひとも何らかの方策を講じていただきたいと思います。以上で終わります。